| | | 耐震(一般)建物 | 免震建物 | 制震(制振)建物 ^{※5} |
|-------------------------|-----------------------|---|--|---|
| 解析法 | | | 地震時の解析には主に時刻歴応答解析法が用 いられます。 | 地震時の解析に主に時刻歴応答解析法が用い られます。耐風性能を目標としている場合は 台風時の応答解析も行うことがあります。 |
| 耐力 (柱,梁,壁の損傷) | 小中地震時※3 | 無損傷或いは軽微な損傷 | 無損傷或いは軽微な損傷 | 無損傷或いは軽微な損傷 |
| | 大地震時※4 | 崩壊しないこと | 無損傷或いは軽微な損傷 | 無損傷或いは軽微な損傷 |
| | 台風時 | 無損傷 | 無損傷 | 無損傷 |
| 揺れ (居住性,家具転倒 に影響) | 地震時 (低層階) | 地震動の揺れがそのまま伝わります。 | 地震動の揺れがほとんど伝わりません。 | 地震動の揺れがそのまま伝わります。 |
| | 地震時 (高層階、超高 層階) | 地震動の揺れ+建物の揺れが伝わります。高 層にいくほど揺れは増幅します。 | 高層階でも揺れがほとんど伝わりません。 | 高層階での建物の揺れによる増幅を抑えま す。 |
| | 台風時 (低層、高層 階) | 特に影響はありません。 | ゆっくりとした(長周期の)揺れが生じること があります。 | 特に影響はありません。 |
| | | 超高層では、ゆっくりとした(長周期の)揺れ が生じることがあります。 | ゆっくりとした(長周期の)揺れが生じること があります。 | 台風時の揺れが低減されます。(耐風検討時) |
| 耐用年数 | 建物本体 | 50~100年 | 50~100年 | 50~100年 |
| | その他 | | 一般的な装置の耐用年数は60年前後 ^{※6} です。 (検査時の結果によっては交換が必要です) | 一般的な装置の耐用年数は60年前後 ^{※6} です。 (検査時の結果によっては交換が必要です) |
| 立地条件 | 建物と敷地 の関係 | | 建物周囲に免震層が動くためのクリアランス (50cm程度)が必要です。 | |
| | 液状化する地 盤について | | 液状化を止める工法と併用する場合もあります。 | 液状化を止める工法と併用する場合もあります。 |
| コスト | 初期費用 | 一般的にイニシャルコストは最も安価です。 | 一般的にイニシャルコストは最も高価です。 免震装置の費用が生じます。免震装置を配置 するための階(免震層)が必要になります。 | 制振装置の費用が生じます。制振装置のための場所が必要です。それ専用の階を設ける場合もあります。 |
| | | ます。材料の値段などの経済状況により高価 | 地盤の状況が良好な場合、上部構造のコストが低下することがあります。また低深度の岩盤層がある場合、基礎構造にかかるコストが低下することがあります。 | が低下することがあります。また低深度の岩 |
| | 地震後の費用 | 地震後補修が必要です。損傷の程度によって は建て直しが必要となることがあります。 | 地震後ほとんど補修は不要です。免震装置等 は点検の結果交換、修繕が必要となる場合も あります。 | |
| 他 | メンテナンス | 地震後、躯体の点検が通常必要です。 | 装置の適期点検及び災害後 ^{**7} 点検が必要です。 | 災害後 ^{※7} 点検が必要です。 |

注釈 ※1:許容応力度法

- ※2:保有水平耐力法
- ※3: 震度5弱程度(日本国気象庁 震度階級)(中国地震烈度7相当)まで
- ※4: 震度6程度(日本国気象庁 震度階級)(中国地震烈度9~10相当)
- ※5:制震建物とは制振建物のうち特に耐震性能に焦点を合わせたものを指します。
- (制振建物には耐風時のみの性能向上を目的としたものもあります。)
- ※6:耐用年は目安です。検査の結果継続使用が可能な場合もあります。
- (特に免震建物の主要部材である積層ゴムについては、熱劣化促進試験から60年以上の耐用年数があることが確認されています。しかし、まだ限界の耐用年数は確認されていません。今後の研究がまたれます。一説では100年を超えるともいわれています。)
- ※7:地震のみではなく、火災、水害(浸水した階に装置がある場合)も含みます。